

令和元年 12 月 27 日

輸入数量に基づく特別緊急関税の令和元年度（平成 31 年度） における輸入基準数量等

日本国とアメリカ合衆国との間の貿易協定の発効に伴い、関税暫定措置法（昭和 35 年法律第 36 号）第 7 条の 3 第 1 項の規定に基づき、令和 2 年 1 月 1 日以降の令和元年度（平成 31 年度）における輸入基準数量及び協定対象外輸入基準数量を下記のとおり公表する。

記

項	概 要	輸入基準数量	協定対象外輸入基準数量
1	低脂肪乳	0 トン	0 トン
2	飲用乳	64 トン	0.1 トン
3	クリーム	29 トン	7.8 トン
4	粉乳類	50,712 トン	<u>2,319</u> トン
5	無糖れん乳	2,168 トン	7.7 トン
6	加糖れん乳	116 トン	13 トン
7	ヨーグルト	13 トン	0 トン
8	バターミルク	188 トン	5.6 トン
9	ホエイ及び調製ホエイ	67,925 トン	<u>9,903</u> トン
10	その他の乳製品	12,628 トン	<u>4,548</u> トン
11	バター	15,408 トン	731 トン
12	雑豆	109,966 トン	<u>66,343</u> トン
13	小麦及びその加工品・調製品	5,887,756 トン	<u>112,572</u> トン
14	大麦及びその加工品・調製品	1,318,203 トン	<u>188,490</u> トン
14 の 2	米及びその加工品・調製品	800,623 トン	714,372 トン
15	コーンスターチ	1,135 トン	<u>72</u> トン
16	ばれいしょでん粉	16,410 トン	<u>2,905</u> トン
17	マニオカでん粉	164,864 トン	161,600 トン
18	サゴでん粉	22,074 トン	22,074 トン
19	その他のでん粉	1,765 トン	858 トン
20	イヌリン	791 トン	6.9 トン
21	落花生	37,320 トン	<u>22,927</u> トン
22	こんにゃく芋	372 トン	344 トン
23	ミルク調製品	9,563 トン	1,792 トン
24	でん粉調製品	108 トン	101 トン

25	コーヒー又は茶の調製品(ミルク30%以上)	0 トン	0 トン
26	その他の調製品(ミルク30%以上)	6,267 トン	<u>79</u> トン
27	調製食用脂	21,111 トン	98 トン
28	繭	8.5 トン	8.5 トン
29	生糸	479 トン	475 トン

【備考】

- ・ 項番号は、関税暫定措置法別表第1の6の項番号。
- ・ 各協定対象外輸入基準数量は、各項ごとに合計した全世界からの輸入数量から、当該各項の経済連携協定原産品及び締約国産物品に係る輸入数量を控除した数量を基に算出。

※下線部は、「輸入数量に基づく特別緊急関税の平成31年度における輸入基準数量等」（平成31年3月31日公表）からの変更箇所。